



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | ペイトンの後入先出法観                                                                       |
| Author(s)        | 菅原, 秀人                                                                            |
| Citation         | 北海道大學 經濟學研究, 14(1), 11-42                                                         |
| Issue Date       | 1964                                                                              |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/31112">https://hdl.handle.net/2115/31112</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 14(1)_P11-42.pdf                                                                  |



# ペイトンの後入先出法観

菅 原 秀 人

## I

周知のように、こんにち後入先出法は適正な棚卸資産会計上の一方法として、会計理論においても、また税法においても市民権を獲得している。このように後入先出法が会計理論上あるいは税法上、市民権を獲得することができたのは、多くの企業がその獲得のために多年にわたる多大の熱意と努力を傾けた賜物であったのであるが、しかし後入先出法がこのように公認されるにいたったということは、すべての会計学者が後入先出法の妥当性を認めているということにはならない。げんに、アメリカ会計学界における第一人者であるペイトンは後入先出法にたいする反対論者である。

本稿はこのペイトンの後入先出法観、具体的には、彼が後入先出法にたいして否定的見解をとるのは、いかなる理由によるものであるかをあきらかにすることを目的とする。

## II

ペイトンによれば、棚卸資産評価は期間利益の測定と財政状態の決定のための主要な要因であり、したがって健全な評価政策の採用は第一義的に重要なことである、という。(1)

彼によれば、この問題にかんして検討しなければならない三つの主要な基礎もしくは出発点は、①実際原価すなわち歴史的な原価、②再調達原価、③修

正された販売価格である。(2)これら三つの評価基準のうち、ペイトンは原則として実際原価すなわち歴史的な原価を採用すべきことを主張する。彼は「利益測定上の一要素として考えた場合には、棚卸資産は本質的に材料、労働その他配分された費用のうち、まだ（収益によって）償われていない原価である。換言すれば、棚卸資産は財を取得し、あるいは生産する場合に発生する原価の流れのなかで、次期以降の収益に配分して差支えない部分」(3)であると主張する。したがってこの解釈にしたがえば、棚卸資産にたいしてとるべき処理の原則は取得原価基準であるということができる。すなわち、いう。棚卸資産評価への cost approach はとくに損益計算的見地から最も合理的で満足すべきものである。この主義にもとづく棚卸資産は将来の収益にたいして適用できる原価のプールと考えられ、したがって当年度の売上原価から除かれる。原価評価は、収益は販売量によって測定されとする教義の補完物であり、原価以外のいかなる基準の採用も、未実現利益の認識を結果するものである、と。(4)

このように、ペイトンは棚卸資産評価にさいし、再調達原価や販売価格を採用することにたいしては反対するのである。

ところで、損益計算的見地から実際原価に固執することにたいしては、その原価は決算日の市場価値以上のこともあれば、それ以下のこともあるという理由から反論されるかもしれない。(5)しかし、もしも棚卸資産が即時債務弁済能力の源泉と考えられているのであれば、その反論は説得力をもつとしても、(6)棚卸資産が合法的に繰延べられた発生原価の総額としてみられるかぎり、ほとんど意義をもたない。(7)しかも上記反論にたいしては「損益計算書作成上、原価主義評価を維持しながら、他方では貸借対照上、再調達原価をカッコづきで示す」(8)ことができるといえるのである。

また、原価はつぎの理由で反対されるかもしれない。すなわち、販売価格が再調達原価を反映する傾向があるかぎり、手持ち商品の実際原価しか示さない報告書によっては、経営者は適切にガイドされることがない、と(9)

この反論にたいしては、見積り再調達原価がいつでも希望のときに公式会

計の修正なしに計算され、かつ経営者にたいして報告されうるといえる。(10)

もし上述の反論を考慮して再達原価を採用すれば、どうなるであろうか。

それを採用すれば、価格の騰落によって未実現損益を計上することになるのであって、低価主義の場合を別とすれば、再調達原価にたいする伝統的な反論はこの点に求められるのである。(11) ただし、原価主義に固執することが見積り再調達原価の補足的な表示までも排斥するものではないのであって、既述のようにペイトンは「見積り再調達原価を補足資料としてカッコつきで、あるいは脚注によって貸借対照表上に利用すること」(12) はこれを認めているのである。

評価基準としての販売価格にたいするペイトンの見解はどうであろうか。

彼によれば、未修正の販売価格を棚卸資産にたいして適用することは、すべての会計士から不適当であると考えられている、という。棚卸資産を見積り販売価値で評価することは販売によって確認されない利益の認識を招くからである。またさらに重大なことは、このような評価政策は、実際に未だ発生しない原価および未だ十分に稼得されない利益を計上することになる、という。つまり、最終的処分にさきだってか、あるいは販売のさいに追加的費用が発生する商品については、販売価格での評価は追加的原加要素の予想される回収可能価値と、爾後の営業過程で生ずべき純利益の一部を資産および収益として計上することを意味するのである。(13)

他方、正味販売価格は実務上、特殊な棚卸資産の評価基準として或程度の根拠をもっている。ここに正味販売価格とは、一般に販売時価から販売までに必要な見積り原価を控除した金額をいみする。正味販売価格の適用が或程度妥当視される場合としては、①原価資料を利用できないか、もしくは信頼できない場合、②現在価格での販売が爾後の原価を要することなく保証されている場合、③原価額が正味実現価格よりも疑いもなく高い場合、があげられる。

ところで、正味販売価格の採用は棚卸資産の価値のうちに未だ発生してい

ない原価を計上することを防止するけれども、この評価基準が未稼得利益の認識を許容する（たとえ実現問題を度外視するとしても）という問題が残されている。したがってこの基準を採用する場合には、販売時価から爾後に発生すべき原価とこの分に照応する利益を控除することが必要であり、そうすることによって原価あるいは再調達原価の近似値が得られるのである。(14)

しかし既述のように、この基準は特殊な棚卸資産にしか適用すべきものでないのであるから、前記三つの評価基準のうち、原則として実際原価すなわち歴史的な原価を採用すべきことを、ペイトンは主張するのである。

さて、取得原価基準をとる場合、棚卸資産原価の決定については二つの問題があるという。一つは、いかなる原価が企業活動の進行にともなって商品の流れに凝集するのであるか、換言すれば、いかなる原価が棚卸資産原価でいかなる原価が手持ち商品の価値から排除（便宜的に、あるいは経済的正当性にもとづいて）されるのであるか、という問題である。

この問題が解決されたならば、つぎの問題は、原価要素の流れはいかにして測定されるか、つまり、発生した原価はいかなる順序で生産物に利用もしくは吸収されるのであるか、という問題が生ずる。そしてこれらの基礎的諸問題にたいして十分な配慮がなされないことには、合理的な評価政策樹立の可能性はない、とペイトンはいう。(15)

この第二の問題、つまり cost flow の問題は棚卸資産原価をその発生時点から対収益賦課分として吸収される最終時点まで跡づける問題であって、(16) 本稿で考察の対象とする後入先出法はまさにこの cost flow にかんする問題である。

ところで、物の流れを追跡してその原価を確認することは多くの場合、不可能であるか非実務的であるので、原価の流れが企業の中を通過し、年度収益と対応する仕方について何らかの合理的な仮定、仮定のパターンを採用することが必要になる。すなわち、棚卸日における手持ち商品原価と当年度に販売された商品原価とを決定するさいに合理的に決定されうるような商品の流れについての仮定の採用が必要になるのである。しかしこの場合、三つ

の主要な仮定が考えられる。一つは「プール」概念、二つは「前進」概念、三つは「迂回」概念である。<sup>(17)</sup>これを具体的にみれば、プール概念からは平均法、前進概念からは先入先出法、迂回概念からは後入先出法が導かれるが、本稿の研究課題はこの最後の方法の期間損益計算上の優劣にかんする問題についてのペイトンの見解をあきらかにすることである。

注(1) W. A. Paton, *Advanced Accounting*, 1941, p. 133 (以下、単に “Advanced” とよぶ)。

W. A. Paton & W. A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, 1952, p. 52 (以下、単に “Asset” とよぶ)。

(2) *Advanced*, p. 133.

(3) W. A. Paton & A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940. 中島省吾訳, 会社会計基準序説, 1962, p. 130 (以下、単に「序説」とよぶ)。

(4) W. A. Paton, *Essentials of Accounting*, 1954, p. 499 (以下、単に “Essentials” とよぶ)。

*Advanced*, pp. 129, 138.

(5) 取得原価基準にないする主要な反対は、最近の財政状態の計算表としての貸借対照表を強調することにみられる。もしも再調達原価が仕入れ時と棚卸日とのあいだにかなり騰貴したり、低落したりした場合には、貸借対照表上(取得)原価の使用はあきらかに misleading になるような流動資産および正味運転資本の表示を招くことになる (*Advanced*, p. 139. *Asset*, p. 89)。

(6) 棚卸資産が現在の債務弁済能力の資金として考えられる場合には、再調達原価がしばしば実際原価よりも満足すべき価値の尺度であることを承認しなければならない。棚卸資産の性質と貸借対照表の利用目的とが評価政策にかんする決定のさいに考慮されなければならないことはあきらかである (*Advanced*, p. 139)。

経営者および他の利害関係者にたいする再調達原価の意義は、商品の種類や市場の状態によって異なるものである。小売り市場では、砂糖、小麦粉、石炭のような重要商品の販売価格は通常、再調達原価の動きにびつたりくっついている。しかしぜいたく品や高級専門品の場合には、ふつう再調達原価変動の直接的影響は軽微である。卸売り市場では、販売価格は仕入価格の傾向を反映し、したがって評価における再調達原価採用のケースはここでは幾分つよい。多くの商事会社では記録された原価から現在の仕入れ価格への変更による報告によってえられるところは殆どない。ことに原価が先入先出法によって評価されているときにはそうである。

(*Advanced*, pp. 151~2 *Asset*, p. 89)。

- (7) Essentials, p. 499.
- (8) Advanced, p. 139.
- (9) Essentials, pp. 499~500. Advanced, p. 139.
- (10) Advanced, p. 139.
- (11) Essentials, p. 500. Advanced, p. 151. Asset, p. 89.

再調達原価基準にたいする主要な反対は、その利用が物価上昇期には未実現利益また物価低落期には未実現損失の計上をもたらすという事実にある。再調達原価は独自の評価基準としては一般に税務当局の認めていないところであるし、また多くの会計士、銀行家、経営者もまたこれを非保守的だと考えている (Advanced, p. 151)。

一般に課税目的のためにする棚卸評価における再調達原価の採用は、低価ルール適用以外には承認された手続ではない (Asset, p. 90.)。

- (12) Essentials, pp. 499~500. Advanced, p. 152. Asset, p. 90.
- (13) Essentials, pp. 504~5. Advanced, pp. 160~1. Asset, p. 94.
- (14) do.
- (15) Asset, p. 54.
- (16) *ibid.*, p. 58.
- (17) W. A. Paton, Last-in, First-out, J. of A., vol. 69, p.354. W. A. Paton, The Cost Approach to Inventories, J. of A., vol. 72, p. 302 (以下 単に "Cost Approach" とよぶ). Asset, p. 60.

### III

ペイトンの指摘をまつまでもなく、後入先出法なる棚卸政策—原価主義の特殊形態—が低価主義とおなじように、近年独自の評価方法として重要性をもつにいたったが、(1)それはもっぱら後入先出法のもつ実務的効果の発現によるものである。その実務的効果とは「後入先出法は利用もしくは販売された商品の原価は棚卸日に最も近い日に発生したチャージからなるとの仮定にたつものである。すなわち、商品は棚卸高が累積されるまでは在庫品として取得もしくは構成されるので、そののちに発生した全原価は直接営業費になるという仮定にたつ」(2)ことによって、とくに物価変動期において期末時価に近い売上原価を計上することによって、それだけ売上総利益を圧縮できる点に求めることができるのである。

もっとも、後入先出法の現実的効果を売上原価の過大計上→売上総利益の過小計上とみるのは後入先出法反対論者であって、後入先出法支持論者たちは、後入先出法こそ適正な期間損益計算に不可欠な棚卸資産会計であると主張する。

後入先出法の現実的効果が課税上の負担の大小に直接的に関連するところから、後入先出法公認を要求する企業側の攻勢は熾烈であり、周知のように1938年以降、アメリカ税法において是認されることになったのである。しかし税法上、是認されたからといって、後入先出法の発揮する現実的効果が理論的にみて売上原価の過大計上→売上総利益の過小計上であるのかないのかという問題が不問に付されてよいということにはならない。後入先出法をめぐる最も重要な問題点はこの点にあるのである。

以下この問題、すなわち期間損益計算上の妥当性の検討からみていくことにしよう。

ペイトンは後入先出性の見解を明確にするためにはつぎの単純な例示が役立つだろうという。

ジョンは10,000ドルを相続してりんご商をはじめようと決意した。かれは10,000ドルの原価で生産者からりんごを仕入れ、それを全部販売して現金で11,000ドルを得たとする。いま他の費用を度外視すれば、ジョンは慣行的会計によって1,000ドルの利益（発生したドル原価をこえる収益の超過額）を実現したのである。かれはこの成功をメアリーに知らせ、彼女が欲しがっていた毛皮のコートを買う資金としてこの1,000ドルを与えるべく家路をいそいだ。しかしその途中、かれは隣人に出逢い、りんごの値段が高くなって、次の仕入れのさいには11,000ドルを要するだろうという悪いニュースに接した。そこでジョンはメアリーへの報告を変更しなければならないだろうことを悟った。すなわち、かれがたった今、自分のものにしたばかりの1,000ドルが処分可能利益として手に入ったのではなく、もしもかれが同一規模でりんご商を続けようとするならば、かれはさきの売上金の全部をりんご（販売した棚卸資産）の再調達のために利用しなければならないだろうことを悟っ

たのである。(3)

後入先出法的見解を端的に表現すればこのようになるというわけであるが、かかる見解にたいしてペイトンはつぎのようにいう。

棚卸資産の維持に必要なドルを利益と考えることをさけようとする人たちは、実際には他の段階の追加を提案しているのである。すなわち、原価で新たに在庫形成をおこない、かくてこのプロセスに吸収されない資金額だけを実際の利益として取扱うということがこれである。

ジョンの例は、利益の決定と利益資金 (income funds) の利用という二つの別個のプロセスを混同するものである。この場合、利益はやはり実現したのであり、棚卸資産やその他の資産に投資されたときにはやはり有効であるということができる。たしかにジョンが10,000ドルのりんごを11,000ドルで売ったとき、かれはそれ以前にくらべて1,000ドル多くのドルを得、もしドルの購買力を度外視するならば、かれは10,000ドルの資本を維持し、いろいろな形で利用できる増加額として1,000ドルの純益を得たのである。(4)と。

ペイトンが後入先出法に反対する第一の理由はこの点にある。すなわち、いう。

後入先出法の採用はしばしば次の見解を引用することによって弁護される。すなわち、真実の利益の決定にさいしては、当期の収益にたいしては同年度末の価格水準によって測定された原価、つまり現在価格を賦課しなければならないという見解がこれである。この議論には実質的な長所があるかといえ、否定的な答えが要求されるようにおもわれるとして、その理由について彼はさらに続けていう。

まず第一に、このような仕方では利益を測定するようなケースはほとんどないのである。当年度の収益は実際に毎日の生産物の価格からなり、その収益にたいして賦課されるべき原価は当年度中に発生し、販売された生産物にたいして合理的に配賦できる実際原価である。しかし、配賦できる原価要素を確認し、評価することは必しも容易であるとはいえないけれども、年度末にあらわれる事情だけを考慮すればこの問題が解決できると考えることに

は、十分な理由があるとはおもわれない。再調達原価は将来の販売価格に特別の関係をもっているかもしれないが、過去の実現損益の測定にあたって過去の原価が無視されてよいということにはならないのである。

第二に、後入先出法を採用しても収益にたいして年度末価格にもとづく原価を賦課することにはならない。後入先出法は収益にたいして、商品が処分された範囲で最近調達原価を賦課するにすぎないのである。たとえば、期首に1,000,000バレルの原油をもっていた石油会社が期中に10,000,000バレルの原油を仕入れ、同期中に10,000,000バレルを販売したとしよう。この場合期別後入先出法による売上原価は、異なる価格で仕入れた原価の合計額と一致するが、もし期末に激しい価格変動があった場合には、その価額は最近の相場にもとづく10,000,000バレルの原価には程とおいものである。

またその都度後入先出法を採用する場合でも、当年度の倉出し分の総原価が当該数量にかかわる最近の仕入原価と一致しないことは、期別後入先出法の場合と同様である、と(5)

注(1) Advanced, p. 133.

(2) *ibid.*, p. 143.

(3) Asset, p. 68.

(4) *ibid.*, p. 69.

(5) Last-in, First-out, pp. 355~7.

#### IV

前項に記された理由の第一の問題は、とくに棚卸資産利益（未実現利益）にかんする問題である。

この問題についてペイトンはつぎのようにいう。物価上昇期には棚卸資産がより多くのドル、より多くの資本を吸収することは事実であるが、在庫量がふえない場合でも利益が棚卸資産に「しぼりつけられている」こともまた事実である。しかしこれは未実現利益の認識とはまったく違った問題である。

たとえば、タイヤ販売商が期首繰越高として30,000ドル（2,000個×@15ドル）をもち、期中に同質、同型のタイヤ2,000個を10ロット仕入れたとする。その仕入単価は第1ロット15.5ドル、第2ロット16ドル……第10ロット20ドルであり、最も古い仕入れ分から倉出しされるものとする。また期中の売上量は20,000個で期末在庫量は2,000個であるとする。この場合、商品の流れに一致した棚卸評価方法である先入先出法によれば、期中売上原価は345,000ドルとなり、期末棚卸高は40,000ドルとなる。棚卸資産への投資額は期首には30,000ドルであったが期末には量的には変化がないのに40,000ドルとなる。しかし、この場合に実現を欠くとはいえないのである。正確な事実とは345,000ドルの原価のタイヤが販売されて、40,000ドルの原価の商品が販売されるべく手持ちされているということである。もしもこの増加額が利潤から融資されたものであれば、この利潤部分を直ちに現金配当に利用できないことは当然であるが、同様のことは現金や現金等価物以外の流動資産や固定資産における利益の吸収についてもいえることである。

さらにまた、量的変化をとまなわすしてみられる10,000ドルの棚卸資産の増加はタイヤの価格に変化がないときに、業者が10,000ドルの原価で在庫量をふやしたならば存在したであろうとおなじように、真正にして有効な棚卸資産である。以前の同質の建物が30,000ドルしか要費しなかったからという理由で誰も40,000ドルの経費をかけて建設した建物の原価の正当性を疑うものはないであろう。また同質ではあるけれども他の単位からなる以前の棚卸資産が30,000ドルしか要費しなかったからという理由で、40,000ドルの棚卸資産の正当性を疑問視する口実にはならないのである。(1)

架空利益 (paper profits) という用語がしばしば証券のような資産の市場価値の増加にたいして用いられるし、また販売によって実現し直ちに再投資された利益についても用いられる。個々の取引によって完全に実現し、認識できる利益が、つぎの理由、すなわち、計上された財源が棚卸資産や直ちに配当として処分できないその他の資産に吸収されたという理由で、期間利益の表示として妥当とはいえないのであろうか。換言すれば、営業上の必要が

当該資金の企業内留保を要求したからといって、利益が報告されていけないということになるのだろうか。もしも企業利益の測定にかんする確立された概念と手続が急激に変更されるというのでなければ、上記の質問にたいしては否定の答えが正しいのである。稼得され実現された利益は必しも配当可能な利益ではないのであり、income performance と income administration を区別しなければならない。

利益資金は債務の返済や原価要素の流れの更新や拡大にも、また配当にも利用できるけれども、一定期間、配当を差控えることを得策とするような場合もある。実現利益の報告にさいしては、企業はそれによって将来に期待される配当額を報告するものではないことを知らなければならない。

多くの会計士は、利益は企業活動における利用によって否定されるものではないということに同意するのであるが、もしも仮に実現したとされる利益の投資が棚卸資産の数量や設備能力の増大をもれらさない場合には、実際の実現はなかったとする結論がえられなければならないという見解がみられる。この見解はことに後入先出法支持者のあいだにみられるところである。かれらは、もしも棚卸資産の数量に増加がないのであれば、真実の利益はなく、以前よりも高い価格での棚卸資産の調達に完全に吸収される「利益」は真正の利益ではないから報告してはいけない、というのである。

ペイトンは、この見解を拒否しなければならない、と主張する。

こんにちの法制および企業事情のもとでは報告されるドル利益は経済力の現実の増大を表示しようとするものではない。物価水準の上昇にともない従来よりも多額のドルが経済規模 (economic position) を維持するために利用されなければならないけれども、それにもかかわらず企業活動に由来するドルの増加であれば、課税所得および合法的に配当に充用できる利益を構成するのである。さらにまた、配当の形で現実に支払われる慣行的利益資金がドルの名目での法的資本を損傷することなく、他方では購買力の意味における資本の減少を示すことはしばしばみられるところである。

たいていの場合には、以上の議論を承認するのに、同質的原材料の継続的

な「正常在庫」が維持されなければならず、棚卸在庫からの出庫、およびそれへの入庫がたえずおこなわれる企業にたいしては、未実現利益の問題を固執するものがあるのである。しかしこの主張にたいして確信的な支持を与えることもまたむづかしい。もしも1ブッシュェルあたり80セントで小麦を仕入れ、後にそれを1ドルで売って利益を実現できたとするならば、いかなる理由から、この結論が出入庫の継続的な流れの仮定によって変更されなければならないのであろうか。時間的間隔をおいた一連の仕入れ、販売と、同質的な正常在庫の継続的な仕入れ、販売とを基本的に区別するものは何であるのか。時間的間隔をおいた多額の仕入れ、販売の継続は、長い眼でみれば一つの流れである。商品や原材料の流れを補充するために実現利益の一部もしくは全部を用いることはしばしば必要なことなのである。(2)

このようにペイトンは、利益測定と利益の利用とを明確に区別すべきであり、未実現利益を論拠として後入先出法を支持するものは、前記両者を混同している、という。

未実現利益の問題についてペイトンはこのように主張するのであるが、しかしつぎのようにのべていることも看過してはならないであろう。

おおむね、利益測定にさいして貨幣価値の変動を無視すべきではないと主張する人たちは、とくに一般的物価水準のいちじるしく、かつ持続的な変動がある場合には、議論のうえで幾分まざっている、といっていることがこれである。(4)この点は後入先出法にたいするペイトンの従来のつよい反対論がAsset Accounting においては軟化し、反対論の論拠をむしろ貸借対照表の見地によりつよく求めているような印象を与えていることと無関係ではないようにおもわれるが、この点については後にまたふれるところである。

注(1) Last-in, First-out, p. 357. Advanced, pp. 147~8.

(2) Advanced, pp. 453~5.

(3) Asset, pp. 63~9.

(4) do,

後入先出法の擁護者たちは「棚卸資産利益」——同一の商品量にたいする従来よりも高い価格の適用——は真の利益ではない、ということを経年あいだ主張してきた。これは議論の余地のある見解であり、えられる結論はすべて、採用される原価と利益の定義にかかっている (Asset, p. 68)。

なお財務管理にふれて、つぎのようにいう。

期間利益についてどういう定義が採択されようとも、つぎのことは明白である。すなわち、棚卸資産その他の資産の物的レイアウト、つまり企業の生産力を期首とおなじように維持するために必要な、顧客から受領した資金をその年度の処分利益とみることは、よい財務管理ではない、と (ibid., p. 69)。

## V

損益計算的見地からするペイトンの後入先出法批判のつぎの論拠は、同法にみられる期間損益の平準化作用にもとめることができる。

後入先出法は先入先出法とくらべると、うたがいもなく報告される純利益の毎年度の変動を減殺する機能をはたすものであり、後入先出法の擁護者はこの事実を重視する、とペイトンはいう。

たとえば、M社は営業の初年度に 10,000,000 バレル (1,000,000バレル×10ロット) の石油を購入し、最初のロットがバレル当り91セント、次のロットが92セント、以下順次1セントずつ高くなり、最終ロットは1ドルであるとし、期末棚卸量は1,000,000 バレルであるとする。この場合、先入先出法を採用すると売上原価は8,550,000 ドルになるが、後入先出法を採用すると最後のロットから数えて9ロット分の原価8,640,000 ドルとなる。また、先入先出法によれば期末棚卸高は1,000,000 ドルであり、後入先出法によれば910,000ドルで、両者のあいだに90,000 ドルのひらきがみられる。このことはつぎのこと、すなわち、先入先出法によって報告される純利益は後入先出法によって報告される純利益よりも90,000ドル多くなる（あるいは、純損失が90,000ドル少なくなる）ことをいみする。同様に、もしM社が初年度に10ロット（各ロット1,000,000 バレル）を仕入れ、最初のロットが1ドル、次のロットが99セント、以下順次1セントずつ安くなり、最終ロットは91セントであり、他の事情が前例と同じであるとすれば、先入先出法を採用し

た場合の売上原価は8,640,000ドルとなり、後入先出法を採用した場合には8,550,000ドルとなる。また棚末棚卸高は前例と逆になり、純利益は後入先出法によれば先入先出法とくらべて90,000ドルの増加となる。

後入先出法の採用によって好況期のピークがけずられ、不況期の谷間が埋められる程度は棚卸資産価額の大小と物価変動の大小によって左右されるのであるが、後入先出法が報告される利益に対して平準化の働きかけをすることという事実は否定できない。このように物価変動期においては先入先出法とくらべて、後入先出法はうたがいもなく報告書における期間利益の変動の度を減殺する機能、すなわち、期間利益平準化の機能を果すものである。(1)

ペイトンは、期間利益平準化の機能のゆえに、また後入先出法を批判するのである。すなわち、いう。

会計士は一般にこのような期間利益平準化の手段にたいして反対してきた。この問題を考える場合、営業量の現実の安定化と統計的平準化の政策とは区別しなければならない。営業活動の外観を客観的な事情の変化にもとづくことなしに変更しようとするには重大な問題がある。純粋にみせかけの安定をもたらすような方法を会計に導入することは、たしかにのぞましくないことである。換言すれば、業績良好の年度と業績不振の年度があれば、その事情は会計と報告書によってばかすことなく、かえってこれを明示することが必要である。(2)年次財務諸表は最善の場合でも、継続企業の発展を判断する基礎としては重大な限界をもってはいるけれども、この事実が財務諸表の恣意的な操作を正当化することにはならないのである。適切な救済は、年次報告書を補完するために平均的および累積的財務諸表の利用を拡大することにもとめられる。また計算の人為的な修正よりもむしろ短期計算の完全除去がのぞましい。要するに、特定年度の財務諸表は公表されるものである以上、好況期あるいは不況期の事情を反映するものでなければならない、とペイトンは主張するのである。(3)

注(1) Advanced, pp. 146~7, 150. Asset, pp. 70~1.

所得税法上、後入先出法の認可を得るための長い運動中、報告される利益の期間

的変動を減殺するこの手続の傾向について賛否の重要な議論がみられた。賛成論者たちはこの傾向を美德としてほめ、反対論者たちはこの特色をもってこの方法にたいする主要な反論とした (Asset, p. 70)。

(2) Asset, pp. 71~2.

(3) Last-in, First-out pp. 355~7. Asset, pp. 71~2.

いま第1年度の利益が5,000,000ドルとし、第2年度の損失を2,000,000ドルであるとすれば、所得税は2年間の通算利益3,000,000ドルにもとづいて計算されるのではない。この場合、第1年度は5,000,000ドルにたいして課税され、第2年度は損失が生じたからといって税の還付を受けることはできない。後入先出法の利用は先入先出法にくらべて報告書における利益の期間的変動の程度を緩和する。前記計数が先入先出法によるものであるとすれば、後入先出法への変更は第1年度の利益のかなりの部分を切りおとし、第2年度の損失の相当の部分をなくすることになる。もしもこの変更した計算が税法上認められるならば、2年間の課税総額は減少することになる。後入先出法による好況期や物価上昇期における報告利益の制限と営業不振や物価下落期における見せかけの改善はいずれの年度にも純損失を生じなかった一定期間にわたってみると、課税総額に実質的には影響しない。さらに純損失が繰延べられ、次期の控除項目として取扱われるかぎり税法を修正する手段としての後入先出法の重要性は減殺されるのである (Last-in, First-out, pp. 359~60. Advanced, p. 151)。

後入先出法は税法上は、とくに損失の繰延べ、繰戻しの現行規程にかんがみて、今日的意義をもっていない (Asset, p. 72)。

後入先出法の利潤平準化をめぐる議論において、すくなくとも初期の段階にあっては、一般物価水準の持続的変動（ドル自身の価値の変動）によって生ずる問題にたいする後入先出法概念の関連性はほとんど顧慮されなかった。かわりに企業は特定商品の物価の騰落とその変動が特定業種の企業の年次損益計算書にたいして及ぼす影響に関心をもった (Asset, p. 70)。

## VI

以上、後入先出法にたいするペイトンの見解を考察してきた。それを要約すれば、つぎのとおりである。

① 先入先出法にたいしてむけられる未実現利益の批判は、利益測定と利益利用すなわち財務管理の問題との混同に由来するものである。

② 売上高と売上原価の同一価格水準での対応は後入先出法によっても達成されるものではない。

③ 後入先出法のもつ期間利益平準化の機能は現実の客観的業態をぼかすものであり、恣意的利益操作に途を開くものである。

ところで、ペイトンにあっては損益計算書の見地に立脚した後入先出法批判は、貸借対照表の見地に立脚した批判ほどには強いひびきをもっていないように、わたしには感じられる。ここに「強いひびき」というのは、説得的論理性の強弱ということよりも、むしろそこにみられる論調の強弱という意味においてであるが、そういうものは以下に考察する貸借対照表の見地からする批判において看取できるようにおもわれるのである。(1)

ペイトンはいう。厳密な後入先出法のもとでは、手持ち商品はつねに企業が調達した最も古い在庫分からなるものと仮定されている。このことは手持ち棚卸品の最低量を形成する当初の原価が当該勘定において恒久的に保持されることをいみするのであって、後入先出法にたいする主要な反対はこの点についてみられるのである。貸借対照表の見地からすれば、後入先出法は満足すべきものではなく、この方法を一定期間採用するときには棚卸資産の「原価」は手持ち品の最近の原価から背離してしまうであろう。(2)たとえば、1ポンド20セントの商品を1,000,000ポンド仕入れて、以降の年度においては少なくともこの1,000,000ポンドを保持したとする。ところが価格は5セント低落して期末に至ったとする。このような場合、期末時価が5万ドルの値打ちしかないものを200,000ドルとして計上することが果してよい報告といえるだろうか。このような表示は運転資本の悪質な過大計上といえはしないだろうか。多くの会計士は、後入先出法の支持者もふくめて、このような事情になったなら、貸借対照表目的上、棚卸資産の価格を引き下げるか、もしくは少なくとも脚注その他の方法で事情を明示することが必要であるとする考えに同調しようとする。

近年は価格はほとんど常に上昇を続け、その結果、物価が今日よりも低い時期に後入先出法を採用した企業では、棚卸資産価額は時価水準よりもはるかに低くなっている。たとえば或材料を単価5セントで1,000,000ポンド仕入れ、その時点で後入先出法を採用したとしよう。また、この材料在庫はそ

の後どの年度末においても1,000,000ポンドより減少することではなく、一定期間経過後にその単価は20セントに上昇したと仮定しよう。この場合にもまた後入先出法の採用によって貸借対照表上、運転資本の表示は不正確で *misleading* なものになってしまうのである。その材料は200,000ドルの時価であり、げんに手持ちの在庫分は200,000ドルを要費したのに、わずか50,000ドルという低評価になるのである。低評価がしばしば容認され、あるいは美德とさえ考えられているのは事実であるとしても、この伝統的な態度は低評価額をして、より正確な、もしくはより有用なものとはしないのであって、流動資産の計上にさいしては低評価にはとくに反対しなければならないのである。何故かという、財務諸表の利用者は流動資産の計上にたいしてはふつう、ほぼ現在価値を見出すことを期待しているからである。(3)

この点、先入先出法によれば回転率の早い在庫品の場合には、最近の数日もしくは数週間の仕入れ分だけが期末棚卸高に算入されるから、その棚卸高は再調達原価に近い金額となる。(4)そして管理目的上は、販売された商品にたいしてよりも、手持ち商品にたいして比較的最近の原価を適用する方がより有用であるといえるのである。棚卸資産の利用は未来にあり、その利用計画においては時価水準の原価がとくに有意義である。(5)

このようにペイトンにおいては、後入先出法による棚卸資産価額は「貸借対照表目的上、まぎれもなく判断を誤らせるもの」(6)である、とされるのであるが、かれの貸借対照表の見地からする後入先出法への非難は、同法の支持者たちが棚卸資産を本質的には少なくともその正常在高の範囲において固定資産と同一視すべきであるとする見解にたいしても、同様にむけられるのである。すなわち、いう。

議論のために棚卸資産が機械と同様な資産であると仮定し、発生減価の問題をまったく考慮しないとすれば、棚卸資産に適用される後入先出法がビルディングや設備の調達ならびに除去の取扱いにかんする標準的な実務と一致するものかどうかを検討することは価値のあることである。後入先出法のもとでは、手持ち商品は最も古い在庫分から構成されるという仮定にいつでも

たっている。このことは、手持ち棚卸資産の最小限度を形成する原初原価が永久に勘定にとどまることをいみする。たとえば、もしもX社が営業の初年度において1,000,000 バレルの石油をバレル当り50セントで仕入れ、当該年度以降在庫量が前記バレル以下に減少することがないとするならば、各年度とも手持ち在庫の時価にかかわりなく、1,000,000 バレルの石油はバレル当り50セントの原初原価で計上されるであろう。1,000,000 バレルをこえる棚卸超過分については、出入庫記録にかんがみて最も古い増加分によって評価がおこなわれるであろう。もしもこの手続がプラントにたいして適用されるならばどういうことになるであろうか。たとえば、M社が初年度に100台の同種トラックを1台1,500ドルで調達し、3年後にその100台が前とおなじ型で1台1,200ドルの新車と取替えられるとしよう。後入先出法によれば、3年後のトラックの「棚卸高」は現在の新車は120,000ドルしか要費しなかったのに、150,000ドルに釘づけされたままになる。この事情は、トラックの「在庫」が何度更新されようとも、またつぎに調達される車の原価が最初の車の原価とはどんなにかけはなれていようとも、変ることがないのである。

プラント勘定のこのような取扱いは、良き会計実務にまさに背反するものであって、おそらくは公認会計士のがまんのならないところであろう。記録は過去の資産の原価よりもむしろ現在の施設の原価を示すべきであるとする要請は、ほとんど自明のことである。公共事業で確固とした地位を保っているプラント・コストを取扱う場合の除却政策のもとでさえも、より好ましい取扱いは古い単位が除却されたときにその原価をおとし、新しい単位の原価を資本化することである。大きなプラントについては、除却される特定ユニットを調達時の特定原価によって確認できるのがふつうである。それが容易でないときには除却された単位の原価測定にさいし、資産は先入先出法的方式で企業内を通過するものと仮定されている。このようなわけで結局、棚卸資産の固定資産にたいする関連性のゆえに、後入先出法を適用できるとする見解は意味がないのであって、プラント会計についての標準的な実務には後入先出性の使用を奨励すべき何ものもみられないのである。

以上のことは貸借対照表の見地からする後入先出法への重大な反論となる。重要な資産が後入先出の手続で評価される貸借対照表は、まづまづ信用できる現況を示すものとしてさえもみることはできないのである。(7)

注(1) このようなみでのひびきの弱さは随所にみられる。たとえば、ジョンのりんごの説明の個所で、1,000ドルの純益を得たと解すべきか否かは原価と収益の定義にかんする問題であり、概して、利益測定にさいして貨幣価値の変動を無視すべきではないと主張する人たちは、とくに一般物価水準のいちじるしい、かつ持続的な変動がみられる場合には、議論のうえで幾分まざっている、(Asset, p. 69)とのべていることや、後入先出法について最も広く議論されもし、また重要でもある点は、期間売上原価と収益とに及ぼす影響である。この手続のもとでは、記録された原価のうち最近のものが、少なくとも大まかには現在の物価水準で計上される。物価変動が継続的な数量に与える影響は、利益の計算のさいには除去もしくは最小限度にくだとめるべきであるということを前提とすれば、後入先出法はのぞましいものである。この問題は物価変動が一般的で会計に採用されている測定単位たる貨幣価値の変動によるものであるときには、ことに重要である (Asset, pp. 67~8) こと、また先入先出法は収益と期末原価とを対応させることができないので、損益計算書の見地からは後入先出法よりも劣る。商品の回転率が高いときにはこの点はあまり問題でないけれども、ある場合には先入先出法適用の結果、処分可能利益の意味における正味利益の過大計上（もしくは過小計上）となるかもしれない (ibid., pp. 69~70)、とのべているところなどから看取できるのである。

(2) Asset, pp. 66~7.

(3) do.

(4) Advanced, p. 142. Asset, p. 63.

(5) Last-in, First-out, pp. 355~7.

(6) Asset, p. 69.

(7) Last-in, First-out, pp. 358~9. Advanced, pp. 149-50.

## VII

後入先出法にたいする批判の主要な論拠は棚卸資産の現実の流れに立脚するものであるということができる。

ペイトンは棚卸資産会計の前提として採用される棚卸資産の流れのパターンについて、「何よりも第一に採用される仮定は、確かめることのできる、疑問の余地のない物的事実から不当にそれてはならない。つまり、客観的な

確定的な資料からあまりに遠ざかることは危険であるということである。経済的な流れはあらゆる理論の概念の見地からみて物的流れと合致しない場合があるけれども、その証明の責任は、物的検証と経験の資料、つまり相応の管理の資料とに根本的に矛盾することがあきらかな会計手続の採用を主張するものの側にかかっている」(1)と主張する。

この主張にあきらかなように、後入先出法にたいするペイトンの第三の批判は、棚卸資産の現実の流れ＝棚卸資産管理の見地からなされるのである。

「物的商品の健全な取扱いと一致しない原価の流れを会計のなかにもちこむ手続を採用することは正当であろうか。他の事情がおなじであれば、外的諸条件や資産の客観的な管理と調和した諸概念と諸方法を採用する方がよいようにおもわれる。いずれにせよ、良い物的実務に反する原価の計算方法を提案するものの側に証明の責を帰することが合理的である。会計は商品よりもドルをあらわすものであることは真実であるが、しかし記録された資料は生産的諸要因の現実の流れを反映するものとしてのみ意味をもつものであり、かくして所有者や経営責任者たちにたいして有益な指示を与えるのである」(2)と。

後入先出法が物的意味において確立した政策として好ましい場合は、もしあるとしてもきわめて稀であり、実務上どの年度にせよ、このような使用の順序が実際にみられることはきわめて少ないのである。多くの場合は、前進型の物的流れが資源の有効な利用を反映するのであって、事実もしも後入先出的な取扱いが一般に採用されるならば、損傷による損失は莫大なものになるであろう。ここに後入先出法を会計手続として一般に採用することにたいする重大な反対があるのである。(3)

注(1) Cost Approach, pp. 302~3.

(2) Advanced, pp. 149~9. Asset, p. 66.

(3) Last-in, First-out, p. 353. Asset, p. 66.

ペイトンは、先入先出法の重要な長所の一つとして、先入先出法にみられる商品の流れの仮定はふつう経営者ができるかぎり堅持しなければならない事情をあらわ

していること、そしてこれはゴムタイヤのように毀損しやすい商品についてとくに重要であつて、在庫管理においてはこのような性格の商品を仕入れた順序で販売もしくは使用し、かくて、さもなければ発生するであろう損失をさけることは良い政策であるという (Advanced, p. 143. Asset, pp. 64., 66.)。

# VIII

以上、後入先出法にたいするペイトンの反論を損益計算的見地、貸借対照表的見地ならびに棚卸管理の見地の三点から考察してきたのであるが、これらのほかになお、つぎの点もまた後入先出法の難点とされている。

すなわち、いう。先入先出法のもとではその計算が「その都度」おこなわれようとも、「期別」におこなわれようとも、その計算結果に異なるところはないのである。先入先出法が支持される理由の一つはこの点にあるのであつて、先入先出法は解釈と結論の変更に左右されない明確な計算方法である<sup>(1)</sup>

ところが後入先出法によって決定される棚卸資産価額はその計算の頻度によって異なるのであつて、これは先入先出法にはみられない興味ある技術的特徴である。

たとえば、M社においてA商品の仕入れがつぎのとおりであつたとしよう。

| 日 付  | 数 量          | 単 価    | 金 額          |
|------|--------------|--------|--------------|
| 1月5日 | 1,000個       | 1.00ドル | 1,000ドル      |
| 10   | 500          | 1.10   | 550          |
| 25   | 900          | 1.15   | 1,035        |
|      | <u>2,400</u> |        | <u>2,585</u> |

つぎに、その倉出しはつぎのとおりであつたとしよう。

| 日 付  | 数 量  | 日 付   | 数 量 |
|------|------|-------|-----|
| 1月6日 | 100個 | 1月15日 | 600 |
| 8    | 400  | 20    | 200 |
| 13   | 50   | 27    | 200 |

この場合、先入先出法によって計算すれば倉出し価額および期末棚卸価額はつぎのようになる。

| 日 付     | 数 量          | 単 価            | 金 額                |
|---------|--------------|----------------|--------------------|
| 1 月 6 日 | 100個         | 1.00ドル         | 100.00ドル           |
| 8       | 400          | 1.00           | 400.00             |
| 13      | 50           | 1.00           | 50.00              |
| 15      | ( 450<br>150 | ( 1.00<br>1.10 | ( 450.00<br>165.00 |
| 20      | 200          | 1.10           | 220.00             |
| 27      | ( 150<br>50  | ( 1.10<br>1.15 | ( 165.00<br>57.50  |
|         | <u>1,550</u> |                | <u>1,607.50</u>    |

倉出し価額総額は1,607.50ドルであり、これを棚卸資産総原価2,585ドルから控除すれば、期末在庫量850個の棚卸価額997.50ドルが算出される。この計算結果は「その都度計算法」によろうとも、また「期別計算法」によろうとも、まったく同一である。

しかるに後入先出法の場合はどうか。

前記設例による計算過程を示すとつぎのとおりである。

まず「その都度計算法」によれば、倉出し価額および期末棚卸高はつぎのようになる。

| 日 付     | 数 量          | 単 価            | 金 額                |
|---------|--------------|----------------|--------------------|
| 1 月 6 日 | 100個         | 1.00ドル         | 100.00ドル           |
| 8       | 400          | 1.00           | 400.00             |
| 13      | 50           | 1.10           | 55.00              |
| 15      | ( 450<br>150 | ( 1.10<br>1.00 | ( 485.00<br>150.00 |
| 20      | 200          | 1.00           | 200.00             |
| 27      | <u>200</u>   | 1.15           | <u>230.00</u>      |
|         | <u>1,550</u> |                | <u>1,630.00</u>    |

みられるとおり、倉出し価額は1,630ドル、期末棚卸高は955ドル（2,585ドル－1,630ドル）となる。この955ドルの内訳は1月5日に仕入れた単価1ドルのロットのうち150個、および25日に仕入れた単価1.15ドルのロットのうち700個の残留分である。

| 数 量        | 単 価    | 金 額        |
|------------|--------|------------|
| 150個       | 1.00ドル | 150ドル      |
| <u>700</u> | 1.15   | <u>805</u> |
| <u>850</u> |        | <u>955</u> |

つぎに「期別計算法」によれば、期末在庫量は850個であり、1月5日に仕入れた最初のロットは1,000個であるから、期末在庫量はその全部が最初の仕入れ量からなるものとされる。したがって期末棚卸価額は850ドル（850個×1,000ドル）、期中倉出し価額は1,735ドル（2,585ドル－850ドル）となる。

以上の計算結果を一覧表で示すとつぎのようになる。

|           | 倉 出 し 価 額  | 期 末 棚 卸 高 |
|-----------|------------|-----------|
| 先 入 先 出 法 | 1,607.50ドル | 997.50ドル  |
| 後 入 先 出 法 |            |           |
| { その都度法   | 1,630.00   | 955.00    |
| { 期 別 法   | 1,735.00   | 850.00    |

このように後入先出法のもとでは、その都度計算法によるか、期別計算法によるか、つまり計算の頻度によって計算結果が異なるという、先入先出法にはみられない特徴をもっているのである。(2)

しかもその都度後入先出法によれば、期末棚卸高は、後入先出法概念が日日の倉出し分の評価に厳密に適用されたのにもかかわらず、先入先出法の計算結果と左程に変わらないのである。(3)

注(1) Asset, p. 64.

(2) Last-in, Fisst-out, p. 355. Asset, p. 65.

(3) Last-in, First-out, p. 355.

この点からみても、健全な在庫管理と合致しない後入先出法の採用は問題であつて、会計上、外的事情と合致した概念と方法を採用することがのぞましいとされるのである (Asset, p. 66)。

## IX

すでに考察したように、ペイトンは主として損益計算的見地と貸借対照表的ならびに在庫管理的見地から後入先出法にたいして反対している。しかしそのさい、損益計算的見地からする反論は貸借対照表的見地からする反論にくらべると、主張のひびきがかかなり弱いように感じられることはすでに指摘した。

あたかもこの点を裏づけるかのように、ペイトンは「資産会計」においてつぎのような見解を表明している。

先入先出法はふつう合理的に満足すべき棚卸高を算出する方法であり、他方、後入先出法は売上原価の測定に利点がある。そして必要なことはこの両者の長所を結合する手続の開発である。多分これを完成する最良の方法は一のぞまれるものがより精密で、かつ、アップ・ツー・デートな測定である以上—当該年度の活動に関連する全商品、つまり販売されたものにも手持ちのものにたいしても再調達原価（「次入れ (next in) 」）を適用することである。

たとえば、M社が営業の初年度において或商品を4ロット、つぎの価格で仕入れたとする。

| ロット | 数 量            | 単 価  | 価 額              |
|-----|----------------|------|------------------|
| 1   | 40,000個        | 10ドル | 400,000ドル        |
| 2   | 20,000         | 12   | 240,000          |
| 3   | 25,000         | 12   | 300,000          |
| 4   | 15,000         | 14   | 210,000          |
|     | <u>100,000</u> |      | <u>1,150,000</u> |

当該年度において80,000個が1,080,000ドルで販売され、20,000ドルが期末在庫高であって、期末棚卸日の再調達原価は単価15ドルであるとする。こういう条件のさい、再調達原価にもとづいて期末棚卸高と売上原価の双方が計上するために必要な仕訳はつぎのようになる。

|         |            |   |           |
|---------|------------|---|-----------|
| 売 上 原 価 | 1,200,000  |   |           |
| 繰 越 商 品 | 300,000    |   |           |
|         | 仕          | 入 | 1,150,000 |
|         | 株主持分—商品再評価 |   | 350,000   |

上記の仕訳によって、20,000個の繰越商品は当位当り15ドルで評価され、販売された80,000個は同様に再調達原価で収益に賦課される。15ドルで再評価された商品総原価が簿価1,150,000ドルをこえる超過額は直接、特別持分勘定 (a special equity account) に貸記される。この貸方金額は、取得時に発生した商品原価にたいする新しい価格水準の適用が株主投資額に及ぼす影響と考えられる。

ところで、この貸方金額の取扱いにかんしては、二つの主要な可能性がある。

一つは、資本修正（商品価格の変動が一般物価水準、したがってまた貨幣価値の変動を反映する場合には、とくに妥当視される）として取扱われ、この場合にはそれは損益計算書からはまったく除外され、貸借対照表において資本の一部として報告される。

いま一つの可能性は、それを価格修正に由来する売上原価の変動に照応して期間計算上の利益に吸収される経過的利益項目 (a suspense income item) として処理する方法である。

設例について先入先出法が採用される場合には、棚卸商は270,000ドル（最終ロットの原価+その直前のロットの原価の $\frac{1}{2}$ ）で、売上原価は880,000ドル（1,150,000ドル-270,000ドル）である。当年度に吸収される経過的貸方金額は再調達原価で評価された売上原価1,200,000ドルと、先入先出法で評価された売上原価880,000ドルとの差額、すなわち320,000ドルとなる。この金額はつぎの仕訳によって利益として計上される。

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 株主持分—商品再評価 | 320,000 |         |
|            | 利       | 益       |
|            |         | 320,000 |

上記第二の方法によって作成される損益計算書は、売上原価以外の費用を

度外視するならばつぎのようになる。

|                                |   |             |                  |
|--------------------------------|---|-------------|------------------|
| 売                              | 上 | 高           | 1,080,000ドル      |
| 売                              | 上 | 原 価 (再調達原価) | <u>1,200,000</u> |
| 純                              | 損 | 失           | 120,000          |
| 発生原価にたいする再調達原<br>価の適用に由来する持分修正 |   |             | <u>320,000</u>   |
| 記録原価基準での純利益                    |   |             | <u>200,000</u>   |

この方法は再調達原価で評価された売上原価を用いて計算される純利益（設例では純損失）の表示と、慣行的な原価主義にもとづく純利益の表示とを認めるものであるから、折衷的な手続と考えられるであろう。

上述の評価手続にたいする主要な反論は、それが慣行的な実務に合致しない点を別とすれば、(1)販売高の再評価をしていないという点にある。この手続の主要な目的は営業と経済事情の変動に由来する購買力の変動に照応した利益の計上である。したがって、収益も売上原価も、理想的には年度末の価格でこれを表現しなければならない。販売は年度中おこなわれ、購買力を異にするドルで実現される。この年度中の売上高総額を再評価された棚卸高および売上原価とおなじ基準で計上するためには、売上高の換算もしくは再評価が必要となるのである。この問題は、価格変動に由来する通常の会計の欠点を是正しようとするときにみられる問題であり、何人かの著者が指摘しているように、会計と財務諸表に及ぼす価格変動の影響のすべては記録された資料の完全な修正なしには測定できないのである。(2)

注(1) 再調達原価の採用について、「序説」ではつぎのようにいわれている。

「原価価格の著しい変動が、騰落いづれにせよ——棚卸資産額を通じて——企業の運転資本の状況に影響を与えることは否定できない。それにもかかわらず、費用収益対応の過程で実際に発生した原価にかえて棚卸資産の推定取替原価を全面的に用いるのは全く同意できない。必要な推定を行うことの困難さ——複雑な製造工業の棚卸資産についてはとくに面倒な仕事だが——に加えて、売上原価の計算に帖簿記入原価をやめて仮構的な原価を用いることは、その売上原価および営業純益の歪曲を招く。」（序説 p.135。）

(2) Asset, pp. 90～2,

## X

以上、ペイトンの後入先出法を考察してきたのであるが、最後に、これについて若干の私見を述べておきたい。

① 棚卸資産会計を問題とする場合に、財の現実的な流れを無視すべきではないとするペイトンの見解にはわたしも賛成である。ごく少数の特定業種（たとえば金属関係など）をのぞき、一般には先入先出の在庫管理が必要であり、げんにまた実施されている事実を無視することは適切ではない。後入先出法の支持者たちは、期間費用・収益の実質的対応のためには財の現実の流れにとらわれることなしに「原価の流れ」を想定することが不可欠であると主張する。しかしながら、財の現実の流れを無視し、これとまったく対立する「原価の流れ」を想定することが、期間費用・収益の適正な対応を必ずしも保障する途ではないことを知らなければならない。

一般に、同一ロットについてみると、その仕入れと販売のあいだには、多かれ少なかれタイム・ラグのあることは認めなければならないところであるが、後入先出法論者はこの点に着目して、物価上昇時には仕入れ時よりも販売時の貨幣価値が低下しているために、先入先出法は期間損益計算上、いわゆる未実現利益相当分の利益の過大計上を許容するものであると主張する。かくて後入先出法においては財の現実的流れと対立する原価の流れを想定するわけであるが、この場合にとられる後入先出的財の仮定の流れについてみるならば、期別後入先出法（この方法によれば後入先出法の効果は最も大きい）においては、つぎのようなケースが起りえないとする保障はまったくないのである。たとえば、期中の仕入れ、販売がそれぞれつぎのとおりであったとしよう。

A<sub>(1)</sub>、B<sub>(2)</sub>、C<sub>(3)</sub>、D<sub>(4)</sub>、E<sub>(5)</sub>の各ケースについて、日付と数量のみを記載し、仕入れ単価を省略したのは、貨幣価値水準が漸次的低落傾向にある場合には、目下の説明のためには仕入れ単価の明記を必ずしも必要としないとおもわれるからである。

(A)

| 仕 入 れ   |        | 販 売     |      |
|---------|--------|---------|------|
| 日 付     | 数 量    | 日 付     | 数 量  |
| 1 月 5 日 | 1,000個 | 1 月 6 日 | 100個 |
| 10      | 500    | 8       | 400  |
| 25      | 900    | 13      | 50   |
|         |        | 15      | 600  |
|         |        | 20      | 200  |
|         |        | 27      | 200  |

(B)

| 仕 入 れ  |        | 販 売     |      |
|--------|--------|---------|------|
| 日 付    | 数 量    | 日 付     | 数 量  |
| 繰 越    | 1,000個 | 1 月 4 日 | 100個 |
| 1 月10日 | 500    | 8       | 400  |
| 25     | 900    | 13      | 50   |
|        |        | 15      | 600  |
|        |        | 20      | 200  |
|        |        | 27      | 200  |

(C)

| 仕 入 れ  |      | 販 売     |      |
|--------|------|---------|------|
| 日 付    | 数 量  | 日 付     | 数 量  |
| 繰 越    | 600個 | 10月 3 日 | 425個 |
| 10月12日 | 500  | 14      | △ 50 |
| 21     | 300  | 18      | 550  |
| 30     | 250  | 28      | 100  |

(D)

| 仕 入 れ |        | 販 売   |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 日 付   | 数 量    | 日 付   | 数 量    |
| 繰 越   | 5,000個 | 9月15日 | 4,000個 |
| 9月10日 | 3,000  | 25    | 2,000  |
| 20    | 3,000  | 10月8  | 2,000  |
| 10月10 | 2,000  | 15    | 1,000  |
| 20    | 3,000  | 11月3  | 2,000  |
| 11月10 | 2,000  | 25    | 2,000  |
| 20    | 1,000  |       |        |

(E)

| 仕 入 れ |        | 販 売  |        |
|-------|--------|------|--------|
| 日 付   | 数 量    | 日 付  | 数 量    |
| 繰 越   | 2,000個 | 1月8日 | 1,000個 |
| 1月20日 | 1,000  | 2月5  | 500    |
| 2月10  | 2,000  | 25   | 800    |
| 3月5   | 1,500  | 3月1  | 1,000  |
| 13    | 1,700  | 18   | 1,600  |
| 4月3   | 2,000  | 4月15 | 3,000  |

さて、以上五個のケースについて期別後入先出法を採用した場合の後入先出的財の流れを追跡するならば、貨幣価値水準の高い時点での仕入れと貨幣価値水準の低い時点での販売との結びつき（この場合には「\」印で示す）と、逆に、貨幣価値水準の低い時点での仕入れと貨幣価値水準の高い時点での販売との結びつき（この場合には「/」印で示す）とはつぎのとおりである。

- (A)    /..... 1,150個      \..... 400個  
 (B)    /..... 1,050      \..... 500  
 (C)    /..... 925        \..... 100

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| (D) | ／…… 7,000 | ＼…… 6,000 |
| (E) | ／…… 2,100 | ＼…… 5,800 |

みられるように、A、B、C、Dのケースはいずれも「／」の場合であり「＼」のケースはEだけである。各ケースはいずれも後入先出法を説明するための設例として用いられているものであって、必ずしも企業の実情を反映したものとはいえないであろうが、それにしても、この計算結果にあきらかなように、後入先出法による売上原価と売上高との対応が後入先出法支持者の主張のごとく、両者の適正な実質的対応を保証するものでは必ずしもないこと、ときには前記A、B、C、Dの各ケースにみられるように、むしろ売上原価と売上高との対応を不当に操作し、期間利益のいちじるしい圧縮を可能ならしめる場合もありうることを指摘しておかなければならない。

かくて、財の後入先出の現実の流れが証明されない場合に後入先出法を容認するときには、期間費用・収益の実質的対応の口実のもとに期間利益の過小計上を可能ならしめる場合が少なくないかもしれないことを知らなければならないのである。

また、もし以上の指摘に誤りがないとすれば、後入先出法の容認は時に、投機性商品にかかわる投機政策の失敗の尻ぬぐいを期間損益計算にもちこむことを認め、投機政策の失敗を期間損益計算のベールによっていんぺいすることを認めることとなるものであるともいえるであろう。

② ペイトンによれば、売上原価および期末棚卸高にたいする再調達原価の適用は、先入先出法と後入先出法のそれぞれの長所、すなわち、貸借対照表上はば満足できる棚卸価額がえられる先入先出法と、売上原価をできるだけ最近の時価にもとづいて計上できる後入先出法との結合のために案出されたものである、という。(6)

しかし、これまで取得原価基準を強調し、それゆえにまた再調達原価の採用にたいして基本的に反対の立場を表明してきたペイトンが「先入先出法と後入先出法の結合」の名目のもとに、再調達原価の適用を認めていることについて、とくに注意する必要がある。低価主義是非論においてはあくまで取

得原価基準を固執するペイトンであるが、一般物価水準の上昇傾向に直面して、先入先出法の長所を確保しつつ、他方では、たえず業界からの非難の的であった先入先出法における費用と収益との同一価格水準での対応の欠如といわれるものを是正するための方策として案出されたものが再調達原価の採用である。

ペイトンが後入先出法にたいする場合、彼の最も不満足とする点は貸借対照表に示される棚卸資産価額が時価から背離することであったようにおもわれる。この問題だけに限って言えば、低価主義にたいするペイトンの論法をもってすれば、貸借対照表にはカッコづきか、もしくは脚注表示の形式をもって当該時価を表示すべきことを主張しなければならないはずであるが、それが低価主義批判の場合とはまったく態度を異にし、「再調達原価すなわち時価を棚卸資産評価に用いることを支持する主要な議論はコスト・アプローチの弱さに由来する。もしも再調達原価が入帖原価よりもかなり背離している場合には、貸借対照表における原価額の使用はきらかに misleading な流動資産および運転資本の計上を結果する」<sup>(7)</sup>として、再調達原価の採用をもって問題の解決としようとする試みに、わたしは少なからず不条理を感じるのである。ペイトンがこのような不条理をあえて表明する理由は、一方では、かれが後入先出法的費用・収益の対応についてすでに考察したような欠点を認めしたがって費用・収益の同一価格水準での対応のためにはむしろ再調達原価主義の方がすぐれていることを承認し、他方では、先入先出法による貸借対照表価額の一般的妥当性に固執したことによるものであろう。その場合、かれの論調においては先入先出法的長所の確保が第一義的重要性をもっているようにおもえるのである。このことは、かれが “Valuation at Replacement Cost” の項において、最近の仕入原価にもとづく棚卸資産価額は、棚卸資産の回転がおそく、また物価変動が非常にはげしい場合以外は、再調達原価棚卸資産の代用としてうけいれることができるとして、先入先出法の長所を再確認したうえで、つぎの “Application of Replacement Cost to Cost of Sales” の項において、先入先出法と後入先出法との結合という名目で、売上

原価にたいする再調達原価の適用を主張する、<sup>(8)</sup> その主張の展開過程において明白に看取できるといえよう。

かれにおいては、損益計算の見地からする後入先出法批判は、はじめから左程に重大な意味をもっていないともいえるわけで、同法の損益計算的欠点は再調達原価の適用によってなお完全ではないにしても、一応改善されたものとなり、他方では、先入先出法の棚卸評価と再調達原価による棚卸評価の代替性の承認によって、いまや取得原価基準から完全に離脱した再調達原価の全面的採用が何の不思議もなく主張されるにいたるのである。

しかしペイトン自ら認めているように、再調達原価の適用は取得原価基準からの離脱であり、ここまでくると問題はもはや「先入先出法か後入先出法か」という原価主義の枠を超えたものになってしまうのである。

③ また、前記結合にかんする第一の方法は1962年に公表されたA I C P Aの企業会計原則試案にみられる棚卸資産会計方法と内容的に同一であり、後者にみられる従来の慣行的会計からの180度の転換の主張はその原型ともいべきものをすでに早くペイトンにおいても認めることができることも指摘しておく必要があるであろう。

注(1) Asset, pp. 61~2.

(2) Advanced, pp. 142~3.

(3) 番場嘉一郎, 棚卸資産会計, 1963, p. 454.

(4) 山下勝治, 新版会计学一般理論, 1964, p. 81.

(5) 渡辺進編, 税務棚卸資産会計, 1960, p. 130. 設例は6月までの半年間であるが, 5~6月は仕入単価が低落傾向を示しているので, 小稿では4月までで計算した。

(6) Asset, pp. 70, 90.

(7) *ibid.*, p. 89.

(8) *ibid.*, pp. 89~92.